

令和2年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は令和2年6月4日現在）

保険料段階	対象となる方		令和2年度		対象人数	構成比
			基準額 × 割合 = 年間保険料額(月額換算)			
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		74,400円 × 0.25 = 18,600円	(1,550円)	33,349人	3.6%
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	74,400円 × 0.25 = 18,600円	(1,550円)	128,615人	14.0%
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の 合計が年間120万円以下の方で、 かつ第2段階に属さない方	74,400円 × 0.35 = 26,040円	(2,170円)	59,524人	6.5%
第4段階		上記以外の方	74,400円 × 0.60 = 44,640円	(3,720円)	54,563人	5.9%
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	74,400円 × 0.90 = 66,960円	(5,580円)	123,682人
第6段階 〈基準額〉	上記以外の方		74,400円 × 1.00 = 74,400円	(6,200円)	106,422人	11.5%
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 120万円未満の方	74,400円 × 1.07 = 79,600円	(6,630円)	98,060人	10.6%
第8段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 120万円以上160万円未満の方	74,400円 × 1.10 = 81,840円	(6,820円)	77,531人	8.4%
第9段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 160万円以上250万円未満の方	74,400円 × 1.27 = 94,480円	(7,870円)	109,117人	11.8%
第10段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 250万円以上350万円未満の方	74,400円 × 1.55 = 115,320円	(9,610円)	54,428人	5.9%
第11段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 350万円以上500万円未満の方	74,400円 × 1.69 = 125,730円	(10,470円)	36,009人	3.9%
第12段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 500万円以上700万円未満の方	74,400円 × 1.96 = 145,820円	(12,150円)	15,163人	1.6%
第13段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 700万円以上1,000万円未満の方	74,400円 × 2.28 = 169,630円	(14,130円)	9,286人	1.0%
第14段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 1,000万円以上1,500万円未満の方	74,400円 × 2.60 = 193,440円	(16,120円)	6,559人	0.7%
第15段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 1,500万円以上2,000万円未満の方	74,400円 × 2.80 = 208,320円	(17,360円)	3,188人	0.3%
第16段階		本人の「合計所得金額－譲渡特別控除額」の合計が 2,000万円以上の方	74,400円 × 3.00 = 223,200円	(18,600円)	6,334人	0.7%
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額					計	921,830人